

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会
令和5年度 第1回毒物劇物部会
議事次第

1. 開 会

2. 審議事項

議題1 劇物の指定について

- ・ 4-クロロ-2-フルオロ-5-[(*RS*)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル 5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル エーテル (別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

(資料1)

議題2 劇物からの除外について

- 1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-*a*]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1*H*-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤

(資料2-1)

- 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン)を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

(資料2-2)

3. その他

4. 閉 会